広報 しまもと

第962号
1月15日
平成26(2014)年

町の花「山吹」　町の木「楠」

＜編集・発行＞
島本町
総務部　自治・防災課

毎月1日・15日発行

〒618-8570　大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号　☎(075)961-5151(代表)　FAX(075)962-8770
ホームページアドレス　http://www.shimamotocho.jp/

◉日　時＝1月19日(日)
午前9時～11時ごろ
(受付は午前8時30分から)
◉場　所＝第一中学校

当日午前8時15分に防災行政無線や緊急速報メール(エリアメール)、しまもとタウンメールで訓練のお知らせをします

★参加記念品として防災グッズを進呈(数量限定)
★車でご来場の場合は、役場前駐車場をご利用ください

地震に対する備えはできていますか？
防災とボランティア訓練

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を風化させないために、毎年1月15日～21日を「防災とボランティア週間」、1月17日が「防災とボランティアの日」と定められています。町では、自治会や自主防災組織など、さまざまな関係機関が連携して訓練を実施します。

◉内　容
▶避難所開設訓練　▶炊き出し
▶体験コーナーなど
※雨天時は一部の体験コーナーを中止することがあります

❏問合せ＝自治・防災課
(☎962-0380・FAX962-8770)

トピックス

▼「福祉ふれあいバス」の時刻表が一部かわります　➡2面
▼確定申告をされる方へ　ご自宅での申告書作成にご協力ください　➡3面
▼各種医療助成制度　➡5面
▼町臨時職員登録制度のご案内　➡6面
▼親子で勾玉づくり体験　➡10面

水道の凍結にご注意を！
破裂事故による漏水分も水道料金に加算されます

冬になって、気温がマイナス4℃以下になると、給水管や水道メーター、蛇口が凍り、水が出なくなったり破裂したりする水道の凍結事故が急増します。気象予報などに注意して、凍結に気を付けましょう。

◎凍結を防ぐには

屋外の給水管や蛇口には、布切れや専用の保温材を巻き、ぬれないように上からビニールテープをすき間なく巻いてください。

水抜き栓・不凍水栓をご使用の家庭では、就寝前や留守にするとき、忘れず水抜きをしましょう。

◎凍結しやすい水道は

▶北向きのところにある　▶風あたりが強い
▶屋外にある　▶むき出しになっている
▶中高層住宅の高架水槽やこれに水を送る給水管など

◎凍結して水が出ないときは

蛇口を開け、凍った部分にタオルか布をかぶせ、蛇口の方からぬるま湯をまんべんなくゆっくりとかけてください。
熱湯を急にかけると、ひび割れや破裂することがあります。

◎破裂したりひび割れしたときは

メーターボックスの止水栓を閉めて、水が止まったことを確認してから、町指定給水装置工事事業者に修理をお申し込みください。
町指定給水装置工事事業者に関することは、工務課にお問い合わせいただくか、町のホームページにも掲載していますのでご確認ください。
破裂事故による漏水は、貴重な水が無駄になるだけでなく、漏水分も水道料金に加算されますのでご注意ください。
万一、破裂事故により通常の使用水量より多くなったときは、使用料を減免することがありますので業務課へご相談ください。

❏問合せ＝上下水道部工務課(☎962-6308・FAX962-6307)
業務課(☎962-6306・FAX962-6307)

町立やまぶき園
平成26年度からの指定管理者が決定

「町立やまぶき園」の次期指定管理者が、社会福祉法人四天王寺福祉事業団に決まりました。指定管理期間は、平成26年4月1日～平成29年3月31日の3年間です。
町立やまぶき園は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理期間が平成26年3月31日で満了となることから、公募により選定事務を行っていたものです。
なお、同法人は、平成4年度から町立やまぶき園の運営を担っており、次年度からも継続して3年間の業務運営を行います。

❏問合せ＝福祉保健課(☎962-7460・FAX962-5652)

企画展
むかしのくらしと農家のしごと

資料館で、昔の生活や農業で使われていた民具・農具を展示・紹介します。むかしの島本のくらしにふれてみませんか？
体験コーナーもあります。

◉日　時＝2月1日(土)～3月2日(日)
午前9時30分～午後5時
※毎週月曜日は休館(月曜日が祝日の場合は翌日)
※展示替えのため、1月31日(金)、3月4日(火)は、臨時休館となります
◉入場料＝無料

❏問合せ＝歴史文化資料館(☎961-3411・FAX585-3411)

税についての作文入選

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が募集した中学生の「税についての作文」で町内の次の方が入選されました。
※茨木税務署管内での応募総数　4033編【35校】

島本町長賞
平野沙織さん（第二中学校3年生）

茨木納税貯蓄組合連合会長賞
斉藤遥奈さん（第一中学校3年生）

学童保育指導員（非常勤嘱託員）登録の募集

平成26年度の学童保育指導員（非常勤嘱託員）の登録希望者の募集を行います。任用の必要に応じて、登録者の中から選考します。
※この登録は、他に就職したり、進学したりすることを妨げるものではありません

◉任用期間＝平成26年4月1日～平成27年3月31日
◉勤務時間＝月曜日～土曜日
①通常授業日…午後1時～5時30分
②短縮授業日…午前11時30分～午後5時30分
③学校休業の平日…午前8時～午後7時（実働8時間）
④土曜日…午前8時30分～午後7時（実働7時間30分）
※①②で延長保育従事のときは午後7時まで
◉条　件＝教員免許、保育士資格または児童厚生員資格の取得者
◉業務内容＝学童保育室での主に小学校低学年児童の保育
◉基本報酬＝月額15万円（社会保険加入）
◉応募方法＝履歴書（写真貼付）と資格証明書の写しを学校教育課（役場1階）に直接お持ちいただくか郵送してください
※応募は随時受け付けますが、4月からの任用分は2月中旬に面接を行うため、受付は1月28日（火）【必着】までとします
▼〒618-8570（住所記載不要）　島本町役場　学校教育課
◉採用方法＝書類選考、面接
※登録は平成26年4月1日から平成27年3月31日まで有効（年度途中での登録の場合も、期限は同じ）
❏問合せ＝学校教育課（☎962-0390・FAX962-0611）

社会福祉事業に寄附金

島本町商工会女性部から、社会福祉事業のために寄附金をいただきました。
ありがとうございました。
❏問合せ＝福祉保健課（☎962-7460・FAX962-5652）

町の非常勤嘱託員登録の募集

平成26年度の非常勤嘱託員の登録希望者の募集を次のとおり行います。任用の必要に応じて、登録者の中から選考します。
※この登録は、他に就職したり、進学したりすることを妨げるものではありません

◉職種・業務内容
A生活保護相談支援員
生活保護の相談対応および支援
B生活保護就労支援員
生活保護受給者などの就労支援
C母子自立支援員
ひとり親家庭・寡婦の相談対応および就労などの自立支援
D家庭児童相談員
子どもに関する相談対応および児童虐待対応
E社会福祉士
地域包括支援センターにおける高齢者の支援など

◉応募資格＝それぞれの職種で次のいずれかの要件を満たす方
A　▼福祉事業所で生活保護業務に関し3年以上経験のある方
▼社会福祉士・精神保健福祉士の場合、1年以上相談業務経験のある方
B　▼ハローワークなどで就労支援業務に関し3年以上経験のある方
▼社会福祉士・精神保健福祉士の場合、1年以上相談業務経験のある方
C　▼福祉・児童に関する資格を有する方または経験者
D　▼福祉・教育・医療・児童に関する資格を有する方または経験者
E　▼社会福祉士資格の取得者

◉勤務時間＝1日あたり7時間15分（週4日）
◉基本報酬（月額）＝A・B17万6千円、C～E16万8千円
※社会保険加入。採用後、職務内容に応じて基本報酬額に加算される可能性があります
◉応募方法＝履歴書と資格証明書の写し（資格取得見込みの方は、取得予定である旨の誓約書）を各担当課に直接お持ちいただくか郵送してください
※提出された書類は返却しません
※応募は随時受け付けますが、4月からの任用分の受付は1月31日（金）【必着】までとします
▼〒618-8570（住所記載不要）　島本町役場【各提出先】
◉採用方法＝書類選考、面接
※登録は平成26年4月1日から平成27年3月31日まで有効（年度途中での登録の場合も、期限は同じ）
❏提出先・問合せ
A～C福祉保健課（役場1階⑧番窓口・☎962-7460・FAX962-5652）
D子ども支援課（役場1階⑥番窓口☎962-7461・FAX962-5652）
E高齢福祉課（役場1階⑤番窓口☎962-2864・FAX962-5652）

1月20日（月）から「福祉ふれあいバス」の時刻表が一部かわります！

高齢者の方などが町内の公共施設へ出かけることを支援するために運行している「福祉ふれあいバス」の時刻表が一部かわります。

◉乗車対象者＝町内にお住まいで次の項目のいずれかに該当し、かつ自力乗車のできる次の方
▼65歳以上の方
▼障害のある方（障害者手帳をお持ちの方）と介助者
▼妊娠されている方（同伴する就学前の児童を含む）
◉運行日＝月曜日～金曜日　※祝日、年末年始は運休
◉運行時刻表設置場所
▼役場1階受付、文化・情報コーナー
▼ふれあいセンター1階健康福祉事業室
▼人権文化センター
▼歴史文化資料館
※「運行時刻表」は町のホームページにも掲載しています
※若山台の停留箇所（若山台バス停横、若山台高層棟前）は、運行ルートの関係から停車順序を変更します
❏問合せ＝健康福祉事業室（☎961-1122・FAX961-1116）

夜間中学校生徒を募集

さまざまな事情で、小学校・中学校に行けなかった方や、卒業資格がなくて困っている方が夜（午後5時30分～9時）に学んでいる学校です。
ひらがな・カタカナからはじまり、一人ひとりの力に合う勉強ができます。
授業料は無料です。

◉対　象
①大阪府内に住んでいる16歳以上の方（外国籍の方も入学できます）
②中学校を卒業していない方
◉夜間中学校のある市
大阪市、豊中市、守口市、東大阪市、八尾市、堺市、岸和田市
◉申込み＝4月30日（水）までに各夜間中学校または夜間中学校のある市の教育委員会事務局にお申し込みください
※土・日曜日、祝日は除く
❏問合せ＝教育推進課（☎962-0391・FAX962-0611）

町民税・府民税第4期分の納期限は1月31日㈮です。期限内に納めましょう。

確定申告をされる方へ

ご自宅での申告書作成にご協力ください！

　茨木税務署での申告相談の受付は、午前９時～午後５時ですが、会場の混雑の状況により、受付を午後４時頃で締め切ることがありますので、ご了承ください。なお、茨木税務署の申告会場は、大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。お早目のご提出にご協力をお願いします。

▶ご自宅作成のご案内

作成方法

▶パソコンで作成
　国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(http//www.nta.go.jp)
　→書面出力し郵送またはデータで送信(e-Tax)
▶書面に手書きし、郵送

困ったとき

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)
◉期　間＝１月14日㈫から３月17日㈪までの月曜日～金曜日の午前９時～午後８時
　※２月16日・23日、３月２日・９日・16日の各日曜日は利用可能
　※それ以外の期間は、祝日・年末年始(12月29日～１月３日)を除く月曜日～金曜日の午前９時～午後５時
◉内　容＝パソコンの設定や操作に関する質問
確定申告コールセンター(☎072-623-1131)　※音声案内に従って「０」を押してください
◉期　間＝１月15日㈬～３月17日㈪　※用紙の送付は３月６日㈭まで
◉内　容＝申告書の記載方法や税金の計算に関する質問、申告書など用紙の送付
　※用紙の送付に関して、事業所得などがある方で、毎年申告書が送付される方は、２月上旬に送付される予定です

ご自宅での作成が困難な方、不明な点が解決されない方
※記載可能な箇所をすべて記載したうえで

土地・建物・株式などを売却された所得、山林所得、贈与税、相続税に関する相談	
ない方	ある方
出張相談会(大規模会場)	茨木税務署
地区相談会場(小規模会場)	

▶確定申告会場などのご案内

会　場	開設期間	受付時間
高槻現代劇場　文化ホール３階 高槻市野見町２-33(阪急高槻市駅から徒歩５分)	２月４日㈫～27日㈭ ※土・日曜日、祝日は除く	午前９時30分～午後３時
ふれあいセンター　ケリヤホール	２月24日㈪～28日㈮	

※今年は、「高槻市立総合市民交流センター(クロスパル高槻)」には申告会場を開設していません
※今年は、年金受給者を対象としたはがきなどによる案内は行っていませんので出張会場(ふれあいセンター)をご利用ください
※土・日曜日、祝日は、開設していません
※混雑の状況により早めに受付を終了させていただく場合があります
※申告会場にお越しの際には、前年分の申告書の控えなどをご持参ください
※各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」、「山林所得」、「贈与税」や「相続税」に関する相談は行っていませんので、これらに関する相談が必要な場合は、税務署までお越しください
※お車でのご来場はご遠慮ください

▶法定調書の提出は、１月31日㈮までに税務署へ

　所得税で定められた法定調書のうち、「給与所得の源泉徴収票」、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」のほか、「報酬、料金、契約金及び賞金」、「不動産の使用料等」、「不動産の譲受けの対価」および「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料」の各支払調書の提出期限は、１月31日㈮です。記入誤りのないよう作成し、合計表とともに期限内に提出してください。
　なお、e-Tax(国税電子申告・納税システム)により提出できますのでご利用ください。

▶確定申告の相談および申告書の受付など

　平成25年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、２月17日㈪から３月17日㈪までです。個人事業者の消費税および地方消費税は、３月31日㈪までです。
　税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日)は、申告相談および受付は行っていませんが、次⬇の日程に限り日曜日も確定申告の申告相談・申告書の受付を行います。
◉日　時＝２月23日㈰、３月２日㈰ 午前９時～午後５時
　※混雑の状況により、受付を午後４時頃締め切ることがあります
◉場　所＝茨木税務署

　画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。
　また、作成したデータは、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。
※　e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

e-Taxの利用可能時間

【平成26年１月14日㈫～３月17日㈪】
➡24時間
(注1)１月14日㈫は、午前8時30分からご利用いただけます。
(注2)土日及び祝日等もご利用いただけますが、毎週月曜日の午前0時～午前8時30分まではメンテナンスのためご利用になれません。
【上記以外の期間】
➡8時30分～24時
(注)土日、祝日等及び12月29日～１月３日はご利用になれません。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

【平成26年１月14日㈫～３月17日㈪】
➡9時～20時
(注)土日及び祝日等はご利用になれません。ただし、2月16日、23日、3月2日、9日、16日の各日曜日については、上記受付時間でご利用いただけます。
【上記以外の期間】
➡9時～17時
(注)土日、祝日等及び12月29日～１月３日はご利用になれません。

▶確定申告関係諸用紙の入手方法

　国税庁ホームページ(http//www.nta.go.jp)では、確定申告に関する情報のほか、申告書用紙、青色決算書、収支内訳書などの各種様式・手引書などを掲載していますので、必要に応じてダウンロードすることができます。
　また、１月15日㈬～３月６日㈭の間は、「確定申告コールセンター」(茨木税務署(☎072-623-1131)に電話をしていただき、音声案内に従って「０」を押してください)で用紙の送付を依頼できます。
　なお、２月以降は、役場１階税務課にも備え付けていますのでご利用ください。

記帳義務の拡大

　法律の改正により平成26年１月から個人で事業や不動産貸付などを行う全ての方は記帳と帳簿などの保存が必要になっています。
　記帳・帳簿などの保存制度の詳細は、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)に掲載されていますので、ご覧ください。
　くわしくは、茨木税務署までお問い合わせください。

❏問合せ＝茨木税務署(☎072-623-1131)
　※税務署は音声自動案内装置を使用しています。税務署へ電話をかける際に音声案内が流れましたら、音声に従って番号を選択してください

平成26年度定期使用団体を募集
町立体育館・学校体育館・東大寺テニスコート

◉対　象＝次の条件を満たしている団体
▶構成員が町内在住・在勤・在学で代表の方が成人である10人以上の団体
▶自主的に運営し、営利事業を行っていない団体
◉申請書の配布・受付期間＝1月16日㈭～2月2日㈰ ※申請書は町立体育館で配布・受け付けます
※テニスコートの定期使用は、原則月曜日～金曜日のみとなります。また、学校体育館の定期使用は、原則月曜日～土曜日のみとなります（定期使用の希望日が重なった場合は抽選で決定）
※各施設は、町や学校の事業で使用できない日があります
◉重要なお知らせ＝平成26年度は、各小・中学校で工事が予定されていますので、学校によっては使用できない期間があります。なお、学校体育館利用者は、次⬇の項目を守っていただくことをご了承のうえ、申請してください
▶駐車・駐輪スペースが確保できない期間は、徒歩で来校してください
▶路上駐車は絶対にしないでください
▶その他、教育委員会の指示に従ってください
❏申込み・問合せ＝町立体育館（☎・FAX962-1331）

自治会や自主防災組織を結成しませんか？

現在は、地域のコミュニティづくりが希薄になっていると言われています。もう一度、地域のつながりを取り戻してみませんか？
町では、自治会や自主防災組織が結成されていない地域へ出向き、自治会・自主防災組織の概要や必要性、結成に向けてのご相談などに応じています（日程は、事前に調整が必要です。土・日曜日、祝日も応じることができます）。
また、自主防災組織を結成し、防災力を向上させることは、災害による被害を抑えることにつながります。
役場1階自治・防災課まで、お気軽にご相談ください。

❏問合せ＝自治・防災課（☎962-0380・FAX962-8770）

～生涯学習課からのお知らせ～

社会教育関係団体の認定申請

社会教育関係団体として認定できる団体は、おおむね次の要件を満たす団体です。
◉社会教育関係団体（社会教育法より引用）
学校教育法に基づき行われる学校教育課程の教育活動を除く、主として青少年及び成人に対して、組織的に教育活動を行う団体であり、次の要件を満たす団体
①町内広域にわたって社会教育に関する活動を計画的、継続的（おおむね1年以上の期間）に行い、その成果が期待できる団体であること
②民主的な機構、規約などを有し、運営、活動のため自ら経理し監査するなど、会計機能を確立していること
③公の支配に属さず自主的な運営がなされ、営利事業を行っていないこと
◉申請書配布・受付の場所＝役場1階 生涯学習課
◉配布・受付の時間＝午前9時～午後5時30分
※正午～午後0時45分は除く
❏問合せ＝生涯学習課（☎962-6316・FAX962-0611）

生涯学習関係団体の認定申請

生涯学習関係団体として認定できる団体は、おおむね次の要件を満たす団体です。
◉生涯学習関係団体
自ら学びを求め、自ら学びの環境を整備する住民による組織であり、活動を推進するとともに、相互学習により向上し、学んだことを地域に還元でき、次の要件を満たす団体
①生涯学習活動を1年以上計画的、継続的に行い、その成果が期待できる団体であること
②公の支配に属さず自主的、自発的に組織され、団体および個人の営利事業を行っていないこと
③活動に関する民主的な会則などを有し、活動参加者が5人以上であること
◉申請書配布・受付の場所＝ふれあいセンター1階 生涯学習課
◉配布・受付の時間＝午前10時～午後4時45分
※正午～午後1時は除く
❏問合せ＝生涯学習課（ふれあいセンター内：☎961-1011・FAX961-1116）

（社会教育・生涯学習）認定団体の共通事項

▶特定の政党の利害に関する事業を行わない、または、公私の選挙に関し特定の候補者の支持を行わないこと
▶特定の宗教、教派、宗派、もしくは教団などを支援していないこと
▶構成員は原則として、町内在住または、在勤・在学者であること
▶広報活動などを行い、全住民に事業への自発的参加の機会を与え、島本町教育委員会などの主催する行事へ積極的に協力、参加できること
◉認定申請期日＝1月28日㈫まで　◉認定期間＝平成26年4月1日㈫～平成27年3月31日㈫
◉申請書配布・受付の期間＝1月15日㈬～28日㈫ ※申請書の配布・受付は土・日曜日を除きます

島本町ボランティア情報センター（準備中）

住民ニーズが多様化した昨今、「活力に満ちた住みよい地域社会」は、誰もが求める姿ではないでしょうか。
地方自治の主役は住民のみなさんです。
住民のみなさんが地方自治の主役として、自主的に、積極的に行政と協働したまちづくりを推進することが求められているなか、町では、多くの住民のみなさんにボランティア活動を通じてまちづくりに参画していただいています。
しかし、ボランティア活動に関心のある方から「どのような活動があって、どこに問い合わせればよいのか」という声がありました。そこで、住民のみなさんが、積極的にボランティア活動に参加できるよう、関連情報を収集し提供するために、「島本町ボランティア情報センター」の開設を準備しています。
※くわしくは、広報しまもと2月15日号でお知らせします

❏問合せ＝生涯学習課（☎962-6316・FAX962-0611）

ボランティア情報センターでは、次のような業務を行います
▶ボランティア活動の関連情報を収集し、その情報の維持・管理
町内でボランティア活動をしている個人または団体の連絡先や活動情報などを収集し取りまとめ、その情報の維持・管理をします
▶ホームページを活用した情報提供
住民のみなさんが、積極的にボランティア活動に参加し利用できるよう、迅速な情報の提供のため、「島本町ボランティア情報センターホームページ」を開設します
▶閲覧用冊子の設置および情報誌の発行
ホームページなどの電子媒体を利用しない方にも、ボランティア活動の情報を提供するため、閲覧用冊子の設置や情報誌の発行を行います
▶ボランティア活動関連資料の収集と閲覧場所の提供
ボランティア活動に関する団体などから、広報やチラシをお預かりし、展示や配布するために配架台を設置します

年長者趣味の教室（園芸教室）

美しい花を咲かせてみませんか

ふれあいセンター２階の年長者福祉センターでは、年長者の生きがいづくり、相互の交流、健康の維持増進などを目的に園芸教室を開催しています。ぜひご参加ください。

◉日　時＝毎月第２・４月曜日 午前10時～正午
◉場　所＝ふれあいセンター３階 美術工芸室
◉内　容＝「種まき」・「株分け」などの実践作業

❏問合せ＝健康福祉事業室（ふれあいセンター内：☎961-1122・FAX961-1116）

▶高齢者などのおむつ代の医療費控除

寝たきりの高齢者などがおむつを使用している場合、一定条件のもと、所得税・住民税の医療費控除の対象になります。

おむつ代の医療費控除が初めての方は医師の証明書が必要ですが、２年目以降の方は、町が発行する証明書があれば、医師の証明書は不要です。

◉証明書の発行場所＝高齢福祉課（役場１階⑤番窓口）
※要介護認定時の書類で「寝たきりかどうか」と「尿失禁の可能性」を確認します

▶高齢者の障害者控除の取扱い

満65歳以上で障害者手帳の交付を受けていない方でも、「認知症」または「寝たきり」の方は、所得税・住民税の障害者控除を受けられる場合があります。

なお、申告時には町が発行する証明書が必要です。

◉証明書の発行場所＝高齢福祉課（役場１階⑤番窓口）

❏問合せ＝高齢福祉課（☎962-2864・FAX962-5652）

後期高齢者医療制度の加入者のみなさんへ

高額医療・高額介護合算制度

高額医療・高額介護合算制度は、世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が１年間（毎年８月１日から翌年７月31日まで）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合にその超えた額を支給するものです。

１月下旬に、支給の対象となる方にお知らせと支給申請書を郵送しますので、必要事項をご記入・ご捺印のうえ、同封している封筒で大阪府後期高齢者医療広域連合に返送してください。

なお、今回対象となるのは、平成24年８月１日から平成25年７月31日までに支払った自己負担額です。

❏問合せ＝住民課（☎962-7462・FAX962-5652）
大阪府後期高齢者医療広域連合給付課（☎06-4790-2031）

介護保険
国民健康保険
後期高齢者医療

保険料納付済通知書を送付します

１月下旬に平成25年中（１月～12月）の納付額のわかるものを郵送しますので、確定申告などにご利用ください。

❏問合せ
▶介護保険料に関すること
高齢福祉課（☎962-2864・FAX962-5652）
▶国民健康保険料・後期高齢者医療保険料に関すること
住民課（☎962-7462・FAX962-5652）

各種医療助成制度

❏問合せ＝福祉保健課（☎962-7460・FAX962-5652）

町では、健康保険に加入し、それぞれの要件に該当する方に、各種医療証を交付しています。交付を受けた方は、医療機関で健康保険証と医療証を提示されると助成を受けることができます。

※各制度ごとに所得制限限度額があります（所得から一定控除できる額があります）
※共通事項と各制度の概要を併せてお読みください

《共通事項》

◉利用者負担額＝入院・外来ともに医療機関ごとに１日につき500円が限度（月２日まで）
◉利用者負担限度額
１か月あたり2,500円
※超過分の払い戻しは、償還払い（注）となりますので申請してください
◉申請に必要なもの
健康保険証、印鑑、所得証明書など
※課税証明書（所得のわかるもの）は平成25年１月１日現在で町外在住の方のみ必要
（注）償還払い…医療機関に支払った費用と本来負担する額との差額を、町が後から返還する方法

ひとり親家庭医療費助成制度

◉対　象＝ひとり親家庭の児童とその子を監護する親（または養育者）で下⬇の表の要件に該当する方
※ひとり親家庭…「児童と父」「児童と母」「児童と養育者」の家庭またはそれに準ずるもの
※児童…18歳到達の年度末まで

扶養人数	父または母および養育者	その他同居の扶養義務者
	所得制限限度額	所得制限限度額
０人	192万円	236万円
１人	230万円	274万円
２人	268万円	312万円
３人	306万円	350万円

障害者医療費助成制度

◉対　象＝下⬇の表の要件に該当する方
※65歳以上の方は、原則として老人医療などの対象になります

	障害要件	所得要件
①	身体障害者手帳１・２級	本人所得 462万１千円以下 （扶養親族１人増で38万円加算）
②	療育手帳Ａ	
③	療育手帳Ｂ１で、身体障害者手帳をお持ちの方	
④	精神保健福祉法の規定による精神障害の方	本人が所得税非課税

この制度の申請時には、障害者手帳が必要です。

乳幼児医療費助成制度

◉対　象＝島本町に居住し、住民登録している就学前児童および小学生
※所得制限なし

	対象年齢	助成内容
①就学前児童	０歳～就学前	申請により「乳幼児医療証」を交付し、入院費・通院費を助成
②小学生	小学校１年生～６年生	「償還払い」により入院費を助成 ※医療証は発行しません

ご注意！

小学生以上で、「入院」される方は、償還払い（共通事項の（注）参照）となりますので、事前の手続きは必要ありません。「入院」された際は、領収書、健康保険証、印鑑、銀行口座の確認できるものをお持ちいただき役場で手続きをしてください。

老人医療費助成制度

◉対　象＝65歳以上で、下⬇の表の要件に該当する方

	対象	所得制限限度額
①	身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ、療育手帳Ｂ１で身体障害者手帳をお持ちの方	462万１千円 ※扶養親族のない場合 （扶養親族１人増で38万円加算）
②	自立支援医療（精神通院）を受けている方	下表参照
③	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく結核に係る医療を受けている方	下表参照
④	特定疾患医療受給者証（または登録者証）の交付を受けている方	下表参照

扶養親族などの数	所得制限限度額
０人	224万円
１人	259万円
２人以上	扶養親族など１人増すごとに29万円加算

この制度の申請時には、①～④のいずれかであることを証明する書類が必要です。

町内の生活道路のほとんどは法定速度時速30㎞以下です。『児童の登下校時には特にスピードはひかえめに！』お願いします。

町臨時職員登録制度のご案内

平成26年度の町臨時職員登録希望者の募集を行います。これは、臨時職員を雇用する必要が生じたときに、あらかじめ登録していただいた方の中から選考し雇用するものです。

※現在、臨時職員登録制度に登録されている方も、平成26年3月31日で無効となりますので、新たに登録が必要です

※この登録は、他に就職したり、進学したりすることを拘束するものではありませんので、登録後、就職・進学されても構いません

◉対　象

平成26年4月1日現在、18歳以上の方（高校生不可）

◉提出書類 ※提出された書類は返却しません

①自筆履歴書（証明写真貼付）

②資格条件に「資格取得」が条件となっている場合は、資格証明書の写し

◉申込受付時間

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時30分（祝日、年末年始は除く）

※図書館は開館時間内に受け付けます

※申込みは随時受け付けますが、★印の4月からの雇用分は2月中旬に採用面接を行うため、受付は1月28日㈫【必着】までとします

◉提出方法

右➡の表の提出先までお持ちいただくか、郵送してください

◉採用方法

臨時職員の雇用を必要とするときに登録者の中から書類選考や面接などで選考します

◉有効期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日の1年間

※年度途中に登録されても有効期間は、平成27年3月31日までです

◉その他

▷希望職種は必ず記入してください（複数でも可）

▷複数の職種を希望される場合は、提出先ごとに1枚の履歴書を提出してください（同様の職種でも提出先が異なる場合は、それぞれに必要書類を提出してください）

▷資格条件に『「ワード」・「エクセル」の基本操作ができる方』などの記載がある場合は、その操作可能の有無などを記載してください

問合せ・提出先一覧

	提出先	電話・FAX
①	人事課	☎962-0374・FAX962-5156
②	高齢福祉課	☎962-2864・FAX962-5652
③	福祉保健課	☎962-7460・FAX962-5652
④	健康福祉事業室	☎961-1122・FAX961-1116
⑤	子ども支援課	☎962-7461・FAX962-5652
⑥	学校教育課	☎962-0390・FAX962-0611
⑦	教育推進課	☎962-0391・FAX962-0611
⑧	生涯学習課	☎962-0792・FAX962-0611
⑨	図書館	☎962-4364・FAX962-1051

※窓口は、①＝役場2階、②③⑤⑥⑦⑧＝役場1階、④＝ふれあいセンター1階、⑨＝ふれあいセンター4階

《郵送の場合》

①②③⑤⑥⑦⑧	〒618-8570（住所記載不要）島本町役場「（各提出先）臨時職員登録係」
④⑨	〒618-0022 島本町桜井3－4－1 島本町ふれあいセンター内「（各提出先）臨時職員登録係」

提出先	職　種	勤務場所	業務内容	資格条件	時間給	社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）	備　考
人事課	事務補助員	本庁ほか	窓口、資料作成・整理などの補助業務（配属先により異なる）	「ワード」・「エクセル」の基本操作ができる方	890円	雇用条件によっては加入の必要あり	
高齢福祉課	介護支援専門員	本庁・ふれあいセンター	予防給付のケアマネジメント、認定訪問調査、訪問、介護予防業務、一般事務	介護支援専門員資格取得者でパソコン操作ができる方	1,300円	雇用条件によっては加入の必要あり	
	保健師または看護師	ふれあいセンターほか	介護予防事業などの保健業務、訪問、一般事務	保健師または看護師資格取得者でパソコン操作ができる方	（保健師）1,830円 （看護師）1,820円	雇用条件によっては加入の必要あり	
	管理栄養士	ふれあいセンターほか	訪問による栄養管理・指導など	管理栄養士資格取得者でパソコン操作ができる方	1,425円	加入の必要なし	
福祉保健課	手話通訳	本庁	来庁者への手話通訳	手話通訳ができる方	1,080円	雇用条件によっては加入の必要あり	
健康福祉事業室	水訓練事業監視員	ふれあいセンター	水訓練事業開催時の利用者の安全確保のための監視業務		995円	加入の必要なし	
	保健師	ふれあいセンター	各種健診、健康相談、訪問などの保健業務	保健師資格取得者	1,830円	雇用条件によっては加入の必要あり	
	看護師	ふれあいセンター	各種健診、健康相談、訪問、予防接種業務など	看護師資格取得者	1,820円	雇用条件によっては加入の必要あり	
	用務員	ふれあいセンター	年長者福祉センターの管理および運営業務		995円	加入の必要なし	
	管理栄養士	ふれあいセンター	管理栄養士業務	管理栄養士資格取得者	1,425円	雇用条件によっては加入の必要あり	
子ども支援課	栄養士	本庁	栄養士業務	管理栄養士または栄養士資格取得者か取得見込者	1,425円または1,125円	雇用条件によっては加入の必要あり	
	保育士	町立保育所	保育士業務	保育士資格取得者か取得見込者	1,150円	雇用条件によっては加入の必要あり	
	延長保育士	町立保育所	保育士業務（朝・夕）	保育士資格取得者か取得見込者	1,195円	加入の必要なし	
	調理員	町立保育所	保育所給食調理業務		1,010円	雇用条件によっては加入の必要あり	
	用務員	町立保育所	保育所の清掃など		995円	雇用保険の加入の必要あり	
	看護師	町立保育所	各種健診、保育など	看護師資格取得者	1,820円	雇用条件によっては加入の必要あり	
学校教育課	★ 栄養士	小学校	学校給食・食育に関する栄養士業務	管理栄養士または栄養士資格取得者か取得見込者	1,425円または1,125円	雇用条件によっては加入の必要あり	2月中旬に採用面接を実施
	★ 幼稚園教諭	幼稚園	クラス担任、職員の補助（園児の保育）、事務補助など	幼稚園教諭免許取得者か取得見込者	1,150円	雇用条件によっては加入の必要あり	2月中旬に採用面接を実施
	★ 預かり保育指導員	幼稚園	預かり保育、事務補助	幼稚園教諭免許または保育士資格取得者か取得見込者	1,150円	雇用条件によっては加入の必要あり	2月中旬に採用面接を実施
	★ 介護員	小・中学校、幼稚	介護が必要な園児・児童・生徒の介護		1,015円	雇用条件によっては加入の必要あり	2月中旬に採用面接を実施
	★ 校務・園務員	小・中学校、幼稚園	校（園）舎の清掃など		995円	雇用条件によっては加入の必要あり	2月中旬に採用面接を実施
	★ 学童保育指導員	学童保育室	主に小学校低学年児童の保育	保育士、教諭または児童厚生員の資格取得者か取得見込者	1,115円	雇用条件によっては加入の必要あり	2月中旬に採用面接を実施
教育推進課	★ 授業支援講師	小学校	各教科の授業支援	小学校教諭免許取得者か取得見込者	1,115円	雇用条件によっては加入の必要あり	2月中旬に採用面接を実施
	★ 授業支援講師	中学校	①授業支援 ②図書室の運営および教科の授業支援	①英語・数学・国語・理科・社会教諭免許取得者か取得見込者 ②司書教諭免許および中学校教諭免許取得者か取得見込者	1,115円	雇用条件によっては加入の必要あり	2月中旬に採用面接を実施
	★ 事務補助員（教育センター）	教育センター	施設の清掃、来客接待、資料作成、事務補助など	「ワード」・「エクセル」の基本操作ができる方	890円	雇用条件によっては加入の必要あり	2月中旬に採用面接を実施
生涯学習課	文化財外業・内業調査員	歴史文化資料館ほか	文化財調査に伴う調査・整理作業など	文化財調査経験者でパソコン操作ができる方	（外業）1,615円 （内業）1,240円	雇用条件によっては加入の必要あり	
	文化財外業・内業調査補助員	歴史文化資料館ほか	文化財調査に伴う調査補助・整理作業など	文化財調査経験者でパソコン操作ができる方	（外業）1,150円 （内業）1,010円	雇用条件によっては加入の必要あり	
	歴史文化資料館受付事務補助員	歴史文化資料館	受付窓口、資料整理などの業務	学芸員資格者または資料館勤務経験者でパソコン操作ができる方	890円	雇用条件によっては加入の必要あり	
	青少年関係事業補助員	本庁ほか	青少年関係事業の補助	健康で青少年活動に熱意がある方	890円	加入の必要なし	
	キャンプ場管理員	町立キャンプ場	施設の維持・管理・指導	健康で野外活動に関心がある方・運転免許	900円	加入の必要なし	5月中旬に採用面接を実施
図書館	★図書館業務事務員	町立図書館	図書の貸出業務を含む図書館業務全般	司書資格取得者か準ずる方でパソコン操作ができる方	1,000円	雇用条件によっては加入の必要あり	

※「時間給」は、平成26年1月15日現在のものです

～あなたも里親になりませんか～

さまざまな事情により家庭を離れて生活しなければならない子どもたちを自分の家庭で理解をもって育ててくださる方を里親といいます。

里親に関する相談会、講演会を開催しますので、ぜひご参加ください。

里親相談会

◉日　時＝1月31日㈮ 午前10時～午後1時
◉場　所＝高槻市役所総合センター6階(高槻市桃園町2-1)
◉参加費＝無料
◉内　容＝里親に関心のある方の質問や相談に答えます

講演会

里親の子育て 里子の親育て ～あなたも里親になりませんか～

◉日　時＝2月16日㈰ 午後1時30分～4時 ※受付は午後1時から
◉場　所＝高槻市子育て支援センター2階(高槻市北園町6-30)
◉参加費＝無料
◉内　容＝里親による養育体験発表、里親に関する講演など
◉定　員＝100人 ※保育は10人まで可能(要予約)

❏問合せ＝大阪府吹田子ども家庭センター(☎06-6389-3526・FAX06-6369-1736)

<主　催>大阪里親連合会三島支部「愛＆夢(アトム)」・里親支援専門相談員、大阪府吹田子ども家庭センター
<共　催>大阪府里親支援機関 社会福祉法人家庭擁護促進協会
<後　援>管内市町児童福祉担当課

守っていますか？自転車のルール＆マナー

ご存じですか？自転車は道路交通法上「車両」の一種です。

子供からお年寄りまで、年齢に関係なく、多くの方が利用できる便利な乗り物ですが、危険な運転をする利用者への批判も高まっています。

ルールとマナーを正しく守り、安全運転を心がけましょう。

★★自転車安全利用五則★★

◎自転車は、車道が原則、歩道は例外

※次➡に示した「自転車歩道通行可」の標識があるところや13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者が自転車を利用するときなどは、歩道を通行できますが、歩行者が優先となります

◎車道は左側を通行
◎歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
◎安全ルールを守る
▶飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
▶夜間はライトを点灯
▶交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
◎子どもはヘルメットを着用

❏問合せ＝環境・産業課(☎962-2846・FAX961-6298)

ＡＥＤの適切な管理のお願い

～ＡＥＤ設置管理されている施設の方へ～

ＡＥＤの普及に伴い、緊急性を有する傷病者に対し、住民のみなさんがＡＥＤを使った救命処置にあたる機会が増えてきています。

しかし、救命現場において電極パッドの使用期限切れなどにより、ＡＥＤを使用できなかった事例も報告されています。このようなことが起らないよう定期的に保守点検を実施しましょう。

保守点検の方法

▶毎日点検

インジケータ(ＡＥＤが正常かどうかを示すランプや画面)により使用可能な状態にあることを確認してください(くわしくは取扱説明書をご覧ください)。

▶毎月点検

ＡＥＤ本体の外観点検と消耗品(電極パッドやバッテリ)の破損の有無と使用期限を確認してください。

ＬＯＷＢＡＴＴＥＲＹ(バッテリ低下)またはＲＥＰＬＡＣＥＢＡＴＴＥＲＹ(バッテリ交換)というメッセージが表示された場合、バッテリを交換して下さい。使用期限は電極パッドが1年6か月～2年、バッテリが4年～5年程度が使用期限となっています。

▶使用期限の明示

使用期限はわかりやすい場所にシールなどで貼ってください。

❏問合せ＝消防署警備課(☎962-1199・FAX962-0119)

救急安心センターおおさか

救急車を呼ぶか迷ったら

※緊急時には迷わず119番を！！

＃7119　固定電話(プッシュ回線)や携帯電話

06-6582-7119　ＩＰ・固定電話(ダイヤル回線)など

※365日、24時間対応しています
通話料は有料ですが、相談料は無料です

この事業は、みなさんが救急車を呼んだほうがいいのかどうか迷う場合に、医師や看護師などが的確に助言を行い、また、緊急に対応する必要があれば、救急車を出動させるなど、消防と医療の連携による緊急医療相談サービスです。

くわしくは町のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

❏問合せ＝消防署警備課(☎962-1199・FAX962-0119)

女性相談　秘密厳守

人とのつきあい、仕事のこと、夫や子どものこと、自分のこと、性格、からだのこと、配偶者や恋人からの暴力、セクシュアルハラスメントなど、さまざまな問題について、専門の女性カウンセラーがお話をうかがいます。

◉相談日時＝毎月第2水曜日 午後1時～5時
　　　　　　第4火曜日 午後1時～5時
◉面接時間＝1人1時間程度(事前予約制)
◉場　所＝ふれあいセンター3階 第2学習室
◉相談料＝無料

❏申込み・問合せ＝人権推進課(☎962-0372・FAX962-0385)

行政相談　秘密厳守

行政相談は、国や独立行政法人などに関する苦情やご意見、ご要望をお聞きし、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要な斡旋を行い、問題の解決や要望の実現を促進します。また、特別な手続きの必要もありませんので、お気軽にご相談いただけます。

◉相談日時＝毎月第4木曜日 午後1時～3時30分
◉相談場所＝役場1階 第一相談室
◉相談料＝無料
◉申込み＝不要

❏問合せ＝自治・防災課(☎962-0380・FAX962-8770)

毎月9日に普通救命講習を開催。ＡＥＤの使い方や止血法などを覚えましょう。くわしくは、消防署警備課(☎962-1199・FAX962-0119)まで。

子どもを産んでも働きたい！

妊娠・出産・育児休業などで会社とトラブルになっていませんか？
1月26日(日)に無料電話相談を実施します！

妊娠・育休トラブル無料電話相談

◉日　時＝1月26日(日)　午前9時～午後5時

フリーダイヤル：0120-008-192（いくじ）

※近畿各都道府県どこからでもおかけいただけます

❏問合せ＝大阪労働局雇用均等室(☎06-6941-8940)

公的年金の源泉徴収票が送付されます

国民年金や厚生年金保険などの、老齢を支給事由とする年金(老齢基礎年金・老齢厚生年金・老齢年金・通算老齢年金など)を受けている方全員に、「平成25年分公的年金等の源泉徴収票」が1月末までに日本年金機構本部から送付されます。

この「源泉徴収票」には、平成25年中に受けられた年金額、源泉徴収された所得税額、特別徴収された介護保険料などが記載されていますので、所得税の確定申告をする際は、添付書類の1つとして必要になります。

紛失や未着、または2枚以上必要な場合は、年金事務所で再交付の申請をしてください(年金証書と印鑑をお持ちください)。

なお、障害年金や遺族年金などは課税対象となっていないため、「源泉徴収票」は送付されません。

❏問合せ＝吹田年金事務所(☎06-6821-2401)

子育てコーナー

町立保育所(子育て支援担当　☎・FAX962-6500)

◇ベビーマッサージ

◉日　時＝1月30日(木)　午前10時30分～11時30分
◉場　所＝ふれあいセンター2階　機能回復訓練室
◉対　象＝3か月～1歳のお子さんとその保護者
◉講　師＝山本 ひとみさん(ベビーマッサージインストラクター)
◉定　員＝15組(申込先着順)
◉申込み＝1月20日(月)午前9時から電話でお申し込みください

第一幼稚園(☎961-6456・FAX961-6450)

◇一幼であそぼう！

園庭開放
◉日　時＝1月24日(金)　午前10時30分～11時30分
◉対　象＝町内在住の0歳児～4歳児

いいともお楽しみ会
◉日　時＝2月7日(金)　午前10時30分～11時30分
◉対　象＝町内在住の0歳児～4歳児

※両日とも上靴、水筒をお持ちください

第二幼稚園(☎962-4958・FAX962-4951)

◇みんなみんなよっといで(未就園児)

◉日　時＝2月7日(金)　午前10時30分～11時30分
◉対　象＝町内在住の0歳児～4歳児
◉内　容＝好きな遊びを楽しもう
◉持ち物＝上靴、水筒

保健コーナー①

➡申込み・問合せ　ふれあいセンター内　健康福祉事業室
(☎961-1122・FAX961-1116)　［土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分］

個別予防接種をお忘れなく！

町では、次の予防接種(すべて無料)を右➡の表の委託医療機関で3月31日まで年間を通して実施しています。対象のお子さんは、できるだけ標準的な接種年齢で受けるようにし、決められた接種間隔を守りましょう。

▶予診票(必要事項を記入)、母子健康手帳、体温計をお持ちください
　※予診票のない方は、ふれあいセンター健康福祉事業室または、委託医療機関でお受け取りください
　※母子健康手帳は必ずお持ちください。母子健康手帳をお持ちでない方は接種を受けることができません
▶接種後30分間は特にお子さんの様子(体調)に気をつけてください
▶アレルギーや疾患などのある方で、委託医療機関で接種を受けることができない場合は、健康福祉事業室までご相談ください

予防接種名	対　象	標準的な接種年齢	接種回数
ヒブ	2か月以上5歳未満の方	初回接種開始は生後2か月以上7か月未満	①2か月以上7か月未満…3回、追加1回 ②7か月以上1歳未満…2回、追加1回 ③1歳以上5歳未満…1回
小児用肺炎球菌	2か月以上5歳未満の方	初回接種開始は生後2か月以上7か月未満 追加接種は生後12か月以上15か月未満	①2か月以上7か月未満…3回、追加1回 ②7か月以上1歳未満…2回、追加1回 ③1歳以上2歳未満…2回 ④2歳以上5歳未満…1回
DPT-IPV(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	第1期初回＝生後3か月以上7歳6か月未満の方(6歳未満までに接種を受けるのが望ましい)	生後3か月以上1歳未満	3回(接種を受けた翌日から20日～56日の間隔をあけて残りを接種)
	第1期追加＝第1期初回接種(3回)を受けた7歳6か月未満の方		1回(第1期初回の3回接種後1年以上1年6か月未満の間に接種)
DT(ジフテリア・破傷風)第2期	11・12歳の方	11歳	1回
MR麻しん(はしか)・風しん	第1期＝1歳児	1歳になったらすぐ	1回
	第2期＝平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれの方		1回
日本脳炎	第1期初回＝生後6か月以上7歳6か月未満の方	3歳	2回(接種を受けた翌日から6日～28日の間隔をあけて接種)
	第1期追加＝第1期初回接種(2回)を受けた7歳6か月未満の方	4歳	1回(第1期初回終了日からおおむね1年あけて1回接種)
	第2期＝9歳以上13歳未満の方	9歳	1回
子宮頸がん予防	小学校6年生～高校1年生相当の女子	中学校1年生	3回

※子宮頸がん予防接種は現在積極的接種勧奨を差し控えています

予防接種委託医療機関(予約制)

委託医療機関名	電話番号	所在地
尼子小児科医院	962-0797	若山台二
大阪水上隣保館附属診療所	962-0771	山崎五
ごう内科クリニック	962-5255	江川二
高島クリニック	963-0555	山崎二
楠薫堂医院	961-0369	青葉二
ふじよし医院	962-2582	広瀬四
山口診療所	962-5502	水無瀬一
やすだクリニック	072-684-8400	高槻市神内

※ごう内科クリニック・楠薫堂医院は1歳以上の方が対象
※医療機関によっては実施していない予防接種もあります

日本脳炎予防接種の特例措置

日本脳炎予防接種の差し控えにより接種機会を逃した方の接種期間が緩和されたので、接種を受けていない(完了していない)方は、接種を受けてください。

◉対　象＝平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、第1期(3回)、第2期(1回)の必要な回数の接種を受けていない方
　※(　)内は必要接種回数
◉接種期間＝20歳になるまでの間

保健コーナー②

申込み・問合せ　ふれあいセンター内 健康福祉事業室
(☎961-1122・FAX961-1116)［土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分］

内科相談・栄養相談　無料

健康に関する個別相談に内科医が対応します。お気軽にご相談いただき、生活習慣病の予防につなげましょう。

また、同日管理栄養士による栄養相談も実施しています。バランスのとれた食事づくりにお役立てください。みなさんのご予約、お待ちしています。

◉日　程＝2月26日㈬
◉時　間＝①内科相談：午後2時～3時
　　　　　②栄養相談：午後1時30分～3時
◉場　所＝ふれあいセンター1階 保健ゾーン
◉内　容＝①内科医による個別相談
　　　　　②管理栄養士による個別相談
◉申込み＝健康福祉事業室窓口または電話で受付（現在受付中）
※予約がない方の相談も受け付けますが、予約された方を優先します

特定健診・30歳代健診　予約制

島本町国民健康保険加入者で40歳～74歳の方（今年度40歳になる方を含む）に特定健診を実施しています（島本町国民健康保険加入者でない40歳以上のみなさんは、各人が加入する医療保険で実施されます）。健診を受ける機会の少ない30歳代の方へも特定健診と同内容の30歳代健診を行います。

※特定健診の対象は
昭和14年3月4日～昭和49年3月31日生まれの方

▶特定健診を受診される方へ…健診当日、昨年4月に送付した水色の「特定健診受診券（A4サイズ）」をご用意ください。

日時・定員	3月3日㈪ 午前9時から【定員：110人（申込先着順）】 ※必要書類一式は事前に郵送します。当日の受付時間は、性別により設定し、受診通知書に記載しています（今回は男性が先）
場　所	ふれあいセンター1階 保健ゾーン
内容・費用	問診、腹囲測定、血圧、検尿、血液検査（眼底検査と心電図、一部血液検査は医師が必要と認めた者）など ▶島本町国民健康保険加入者 （受診日現在で30歳～74歳の方）…無料 ▶島本町国民健康保険加入者以外 （受診日現在で30歳～39歳の方）…600円
申込み	1月16日㈭～2月10日㈪に電話または健康福祉事業室窓口でお申し込みください ※聴覚や音声・言語機能に障害のある方はファックスでも可

前立腺がん検査

島本町国民健康保険加入者で、特定健診を集団健診で受ける方は、前立腺がん検査を同時に受けることができます。
※検査は血液検査（PSA検査）のみ
◉対　象＝今年度50歳、55歳、60歳～75歳になる男性　◉費　用＝1,000円
※前立腺がん検査のみを受けることはできません

がんセット検診　予約制

がんは、治療や診断技術の進歩により、早期発見であれば治る確率が高くなります。検診で、早期に発見し治療に結びつけましょう。

日時・定員	3月3日㈪ 午前9時から【定員：110人（申込先着順）】 ※必要書類一式は事前に郵送します。当日の受付時間は、性別により設定し、受診通知書に記載しています（今回は男性が先）
場　所	ふれあいセンター1階 保健ゾーン
内容・費用	▶肺がん検診（胸部レントゲン／30歳以上）…500円 ▶胃がん検診（胃部レントゲン／30歳以上）…500円 ※妊娠中または妊娠の可能性がある方は、肺がん・胃がん検診の受診はご遠慮ください ▶大腸がん検診（便潜血検査2日法／40歳以上）…500円 ※島本町国民健康保険加入者、後期高齢者医療加入者、大腸がん検診無料クーポン券対象者は無料
申込み	1月16日㈭～2月10日㈪に電話または健康福祉事業室窓口でお申し込みください ※聴覚や音声・言語機能に障害のある方はファックスでも可

ストレッチとウォーキング教室

寒くて縮こまった体をほぐして、冬を乗り切る体をつくりませんか？

ストレッチでリラックスしましょう　1回目

◉日　時＝2月17日㈪ 午後1時30分～4時
◉場　所＝ふれあいセンター2階 機能回復訓練室

歩き方の基本を身につけみんなで島本町を歩きましょう　2回目

◉日　時＝2月20日㈭ 午後1時30分～4時
　※雨天の場合は2月21日㈮に順延
◉場　所＝ふれあいセンター2階 集団検診室【集合場所】

◉講　師＝健康運動指導士　◉定　員＝各回30人
◉持ち物・服装＝水などの飲み物、タオル、動きやすい服装、運動靴
◉申込み＝1月16日㈭から電話か窓口でお申し込みください【申込先着順】
※聴覚や音声・言語に障害のある方はファックスでも可
※1回目・2回目のいずれかの参加も可

レディース特定健診・30歳代健診　予約制

島本町国民健康保険に加入している40歳～74歳の女性（今年度40歳になる方を含む）は受診してください。また、健診を受ける機会の少ない30歳代の女性にも特定健診と同内容の30歳代健診を実施しています。

※今回の特定健診の対象は昭和14年3月5日～昭和49年3月31日生まれの女性

▶特定健診を受診される方へ…健診当日は、昨年4月に送付した水色の「特定健診受診券（A4サイズ）」をご用意ください。

日時・定員	3月4日㈫ 午後1時から【定員：110人（申込先着順）】 ※必要書類一式は事前に郵送します。当日の受付時間は、受診通知書に記載しています
場　所	ふれあいセンター1階 保健ゾーン
内容・費用	問診、腹囲測定、血圧、検尿、血液検査（眼底検査と心電図、一部血液検査は医師が必要と認めた者）など ▶島本町国民健康保険加入者（受診日現在で30歳～74歳の方）…無料 ▶島本町国民健康保険加入者以外（受診日現在で30歳～39歳の方）…600円 ※保育（3歳未満）が必要な方は、お申し出ください（定員10人）
申込み	1月17日㈮～2月10日㈪に、電話または健康福祉事業室窓口でお申し込みください ※聴覚や音声・言語機能に障害のある方はファックスでも可

レディースがん検診　予約制

女性特有の疾患の検診を合わせたセット検診です。がんは、治療や診断の技術進歩により、早期発見であれば治る確率が高くなります。検診で、早期に発見し治療に結びつけましょう（各項目単独でも受けられます）。

日時・定員	3月4日㈫ 午後1時から【定員：110人（申込先着順）】 ※必要書類一式は事前に郵送します。当日の受付時間は、受診通知書に記載しています
場　所	ふれあいセンター1階 保健ゾーン
内容・費用	▶肺がん検診（胸部レントゲン／30歳以上）…500円 ▶子宮頸がん検診（問診、視診、子宮頸部の細胞診および内診／20歳以上）…400円 ※受診間隔は2年に1回。昨年度受診された方は受診できません ▶骨粗しょう症検診（超音波法／30歳以上）…1,000円 ▶大腸がん検診（便潜血検査2日法／40歳以上）…500円 ※島本町国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者、子宮頸がん・大腸がん無料クーポン券対象者は無料 ※保育（3歳未満）が必要な方は、お申し出ください（定員10人） ※肺がん検診・子宮頸がん検診は、妊娠中または、妊娠している可能性がある方はご遠慮ください
申込み	1月17日㈮～2月10日㈪に、電話または健康福祉事業室窓口でお申し込みください ※聴覚や音声・言語機能に障害のある方はファックスでも可

第29回ふくしふれあい広場
日帰りバスツアー参加者募集

島本町社会福祉協議会は、平成26年3月に第29回ふくしふれあい広場を、和歌山マリーナシティポルトヨーロッパ・黒潮市場で開催します。

このふくしふれあい広場は、すべての住民が社会の一員として自立し支え合って生きる幸せを実感できるコミュニティづくりを目的とした事業です。

参加者同士のふれあいを深めるために、障害者・福祉活動者・一般参加者の各2人で6人の班を作り、班単位で一緒に行動していただきます。ご了承のうえ、お申し込みください。

◉日　時＝3月18日㈫ 午前9時～午後5時30分頃
◉行　先＝和歌山マリーナシティポルトヨーロッパ・黒潮市場（和歌山県和歌山市）
◉定　員＝50人（申込先着順）
◉参加費＝4,500円（入場料、ロイヤルパインズホテルの昼食代を含む）
◉申込み＝1月15日㈬午前9時から2月14日㈮までに、ふれあいセンター1階社会福祉協議会でお申し込みください
※電話・ファックスでのお申し込みは受付できません

❏問合せ＝社会福祉協議会（☎962-5417・FAX962-6325）

青少年人権教育事業
親子で勾玉（まがたま）づくり体験！

◉日　時＝2月9日㈰ 午後1時30分～4時
◉場　所＝人権文化センター2階 集会室
◉対　象＝町内在住の小・中学生とその保護者（高校生以上のご家族）
◉参加費＝1人100円
※当日徴収します。お釣りのないようにご用意ください
◉定　員＝50人
※申込者多数の場合は初めての方を優先したうえで抽選します
◉講　師＝大阪府立近つ飛鳥博物館職員
◉申込み＝往復はがき（1世帯につき1枚）の往信面の裏に①申込者全員分の氏名（フリガナ）・学年・年齢・性別②住所③電話番号を、返信面の表に申込者の住所、氏名を記入のうえ、1月24日㈮【当日消印有効】までに次のあて先まで郵送してください

▶あて先 〒618-0011 島本町広瀬2-22-27
人権文化センター「親子で勾玉づくり体験！」係

❏問合せ＝生涯学習課（人権文化センター内：☎962-4402・FAX962-4499）

「みそ作り」講習会

添加物、保存料を使用していない「みそ」を作ってみませんか？

◉日　時＝2月21日㈮ 午前10時から
◉場　所＝ふれあいセンター3階 調理実習室
◉参加費＝500円 ※昼食付き
◉定　員＝30人【1月16日㈭から申込先着順】
◉持ち物＝エプロン、三角巾、筆記用具
❏申込み・問合せ＝吉井（☎962-5368）、大熊（☎962-4059）

<主 催>島本町消費者懇談会

町広報板を利用するには？

町広報板は、住民のみなさんの営利を目的としないサークル活動やイベントなどの周知にご利用いただけます。

※政治・宗教活動に関するものは掲示できません

町広報板にポスターなどを掲示するときは、町が発行する許可シールが必要です。掲示物を添えて申請書（役場1階自治・防災課で配布）を事前に提出してください。

なお、町や町教育委員会が後援する催しや自治会行事など公共的な催しの場合、申請は不要ですが、自治・防災課に掲示物を1部提出してください。

◉掲示期間＝原則として1か月以内

❏問合せ＝自治・防災課（☎962-0380・FAX962-8770）

お知らせコーナー

社協だより
（☎962-5417・FAX962-6325）

◆ご寄付ありがとうございました

≪社会福祉事業として≫
島本ハーモニカ同好会
≪物品寄附として≫
住友生命保険相互会社茨木事業部・住友生命労働組合茨木支部…タオル442枚

みんなのひろば

◆講演会「伊勢物語」

古典文学の和歌に親しむ会（略称：和歌の会・華）が開催

◉日時＝2月15日㈯午後2時～3時30分◉場所＝ふれあいセンター3階第4学習室◉対象＝どなたでも◉入場料＝会員…無料、一般…800円、学生…300円◉内容＝伊勢物語より「禁じられた恋」◉講師＝山本登朗さん（関西大学教授・文学博士）◉申込み＝不要◉問合せ＝千住（☎962-2684）

◆いきいき歌体操教室

いきいき歌体操同好会島本が開催

◉日程＝①1月17日㈮②2月7日㈮③2月21日㈮④3月7日㈮◉時間＝午後1時～3時◉場所＝ふれあいセンター（①③④3階第1学習室、②1階健康教育指導室）◉対象＝65歳以上◉参加費＝1回300円（初回無料・見学歓迎）◉定員＝20人◉持物＝飲み物、タオル、動きやすい服装、上履き◉内容＝中高年の方の健康づくりに、懐かしい歌に合わせて楽しみながら無理なく体操します（椅子体操もあり）◉問合せ＝松岡（☎962-9631）

自治・防災課
（☎962-0380・FAX962-8770）

◆文化・情報コーナーで町のホームページがご覧いただけます

ご自宅でインターネットができないなど、町のホームページをご覧になれない方は、ぜひご利用ください。

スポーツの成績

◆平成25年度島本町バレーボール連盟秋季大会の結果

10月～12月に開催（○内の数字は順位）

◉一般9人制女子＝①バンビーナ②水無瀬クラブ◉シニア＝①ひびき②島本チェリィズ◉一般6人制男子＝①オーバーサーティーズB②オーバーサーティーズA◉ママさん9人制（A）＝①メゾン水無瀬②楠公◉ママさん9人制（B）＝①ピース②Xiao◉男女混合9人制（A）＝①スピリッツ②リターンズ◉男女混合9人制（B）＝①ユニ山崎②ピース◉ソフトバレー（レディース）＝①メゾン②フレッシュレディ◉ソフトバレー（混合）＝①スピリッツ②ソフトバレー教室A

◆第46回全大阪フィギュアスケート選手権大会の結果

平成25年12月6日～8日に開催

島本町在住の滝野莉子さんがノービスA女子の部で準優勝しました。

予約不要　参加無料　同時開催

三市一町合同就職フェア
（摂津市・高槻市・茨木市・島本町）

地元企業の採用担当者と直接面接できる良い機会です。就職希望の方であればどなたでも参加できます。

◉日　時＝1月30日㈭ 午後1時～4時
※受付は午後0時30分～3時
◉受付会場＝摂津市立コミュニティプラザ（摂津市南千里丘5-35）
※駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください
◉内　容＝摂津市・高槻市・茨木市・島本町の地元企業採用担当者との個別面接
※参加予定企業は29社です。町のホームページでご確認ください
◉持ち物＝面接を受ける企業数の履歴書（写真付き）、筆記用具

❏問合せ＝環境・産業課（☎962-2846・FAX961-6298）

中高年齢者雇用促進フェア

▶中高年齢者就労相談　▶雇用保険・年金相談
▶シルバー人材センター相談　▶職業適性診断
▶大阪府福祉人材センター相談
▶面接ワンポイント講座（30分×3回）
※中高年齢者以外の方も参加できます

❏問合せ＝大阪府総合労働事務所
（☎06-6946-2606・FAX06-6946-2635）